

第15回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和3年9月9日(木) 午前9時 開会																														
2 開催場所	三朝町役場 第2会議室																														
3 出席委員	<p>農業委員 7人のうち出席者</p> <table border="1"> <tr> <td>1番 青木君夫</td> <td>出</td> <td>2番 野見幸雄</td> <td>出</td> <td>3番 松原利志</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>4番 米原章太郎</td> <td>出</td> <td>5番 山本雅之</td> <td>出</td> <td>6番 本田博</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番 村岡幸枝</td> <td>出</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">出席 6人</td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者</p> <table border="1"> <tr> <td>吉田弘幸</td> <td>出</td> <td>山本一夫</td> <td>出</td> <td>吉田定夫</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>山本満</td> <td>出</td> <td>楠本幸孝</td> <td>出</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">出席 5人</td> </tr> </table>	1番 青木君夫	出	2番 野見幸雄	出	3番 松原利志	欠	4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田博	出	7番 村岡幸枝	出	出席 6人				吉田弘幸	出	山本一夫	出	吉田定夫	出	山本満	出	楠本幸孝	出	出席 5人	
1番 青木君夫	出	2番 野見幸雄	出	3番 松原利志	欠																										
4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田博	出																										
7番 村岡幸枝	出	出席 6人																													
吉田弘幸	出	山本一夫	出	吉田定夫	出																										
山本満	出	楠本幸孝	出	出席 5人																											
4 欠席委員	3番 松原利志 委員																														
5 農業委員会事務局職員	事務局長 安田寛 主査 小椋智子 専門員 大村哲也																														
6 議事録署名委員	2番 野見幸雄 委員 4番 米原章太郎 委員																														
7 議事内容等	<p>(1) 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について(福田)</p> <p>(2) 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について(田代)</p> <p>(3) 議案第45号 三朝農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>(4) 議案第46号 農用地利用集積計画(利用権設定)について</p>																														
8 報告事項	<p>(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>(2) 公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について</p>																														
9 その他	<p>(1) 農業委員会総会の日程について</p> <p>①令和3年10月総会</p> <p>10月8日(金) 午前9時～</p> <p>三朝町役場 第2会議室</p> <p>(2) タブレット端末を用いた模擬WEB会議</p> <p>(3) その他</p>																														
11 閉会	午前10時10分																														

1. 開 会	
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から、第15回三朝町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>山本会長、ご挨拶をお願いいたします。</p>
2. 会長挨拶	<p>稲刈りも始まり、心配していた作柄はおおむね良好と聞いていますが、公表されたコメの引き取り価格は大変ショックなものでした。私のもとにも「百姓は死ぬということか！」など、言われる方もありました。農地の所有者の方々の耕作の気持ちが無くならないように、あらためて思ったところです。</p> <p>これから冬にかけて、来年の作付けの方針も出てくると思いますが、耕作の減退にならないよう、情報収集も含めてよろしくをお願いいたします。</p>
3 総会成立宣言	
事務局長	<p>本日の出席委員は7名中、6名が出席されています。</p> <p>定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。</p> <p>それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は山本会長にお願いします。</p>
4 議事録署名委員の指名	
議長	<p>それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしとのことですので、2番 野見幸雄 委員、4番 米原章太郎 委員、を指名します。よろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、書記は事務局でお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
5 議事	
(1) 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について (福田)	
議長	<p>「議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について (福田)」を議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>1ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>本申請につきましては、県外に居住の農地所有者の方が集落内の方に耕作委託をされている農地を、この度協議により耕作者の方に贈与されることになり、本申請</p>

	<p>に至ったものでございます。</p> <p>譲請人の経営面積等につきましては、次ページの審査表のとおりでございます。</p> <p>農地につきましては、引き続き耕作されるということで、稲作を行われる予定となっております。</p> <p>なお、審査表の判定は、許可としておりますのでご確認いただきたいと思います。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p>
賀茂 農地利用最適 化推進委員 4番委員	<p>譲受人の方は、かなり荒れた農地も所有されている。ここの農地は、冬場は水張をされるなどいろいろと考えもある方だが、そこをきちんとしてもらいたい。</p>
	<p>他の農地も含めて、管理をきちんとしてもらいたい。</p>
事務局	<p>現在耕作委託されており、作付けされながら管理をされている。 新たに耕作規模を拡大するものでもないので、事務局としましては審査・判定を「可」としたところです。</p>
議長	<p>その他ご意見は無いですか。</p> <p>【意見無の声】</p> <p>ご意見が無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第 43 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、議案第 43 号は承認されました。</p>
(2) 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (田代)	
議長	<p>「議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (田代)」を議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p>

	<p>本申請につきましては、田代地内の農地を譲渡するという案件です。この農地は以前から譲受人が耕作されておりまして、この度、売買で譲渡する協議が整いましたので、本申請に至ったものでございます。</p> <p>譲請人の経営面積等につきましては、次ページの審査表のとおりでございます。</p> <p>農地につきましては、引き続き耕作されるということで、稲作を行われる予定となっております。</p> <p>なお、審査表の判定は、許可としておりますのでご確認いただきたいと思っております。計画になっております。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【意見無の声が上がる】</p>
議長	<p>ご意見が無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第 44 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、議案第 44 号は承認されました。</p>
(3) 議案第 45 号 三朝農業振興地域整備計画の変更について	
議長	<p>「議案第 45 号 三朝農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。</p> <p>事務局は、議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>議案第 45 号「三朝農業振興地域整備計画の変更について」説明します。</p> <p>このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により三朝町長から協議がありましたので、本委員会にお諮りするものでございます。</p> <p>案件は、片柴地内でございます。</p> <p>法律の施行規則について資料に基づき、農林課 小椋係長が計画変更について説明。</p> <p>(農業振興地域整備計画の策定又は変更) 第三条の二 市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。</p>

	<p>2 前項の規定は、法第十三条第一項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律施行令（以下「令」という。）第十条第一項に掲げる軽微な変更該当するものを除く。）について準用する。</p> <p>市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。 現地確認を行っておりますので、三徳地区の農業委員さんから報告をお願いします。</p>
三徳地区 農業委員	<p>令和3年9月9日、午前8時10分から、現地において、山本委員さん、山本会長、事務局の大村専門員とで、安田農林課長、小椋係長から農業振興地域整備計画の変更について説明を受けました。</p> <p>47ページの地図、隣接農地の日陰についてですが、1018-1については南側に当たるので、住宅を建築されても影響は少ないと判断しました。 水路につきましては、嵩上げされる用地で既に排水対策も考慮されているようですので、これが万全であれば問題は無いと現地を確認したところです。 以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。</p>
議長	<p>ご質問はありませんか。</p> <p>【全体を見まわして、意見がないことを確認】</p> <p>それでは、議案第45号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、議案第45号は承認されました。</p>
(3) 議案第46号 農地利用集積計画（利用権設定）について	
議長	<p>「議案第46号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。 事務局は、議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」につ</p>

	<p>いて、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。</p> <p>【議案書をもとに朗読】</p> <p>諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 <ol style="list-style-type: none"> イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 <p>以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p>【全体でないことを確認】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第 46 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>それでは、議案第 46 号は、承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、本日の議事は終了しました。</p> <p>引き続き、第 6 の報告事項に移ります。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは 頁からの「報告(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」につきましては、件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。</p> <p>事務局からの報告事項は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から報告がありましたが、ご質問等ありましたら発言をお願いします。</p> <p>【発言なし】</p>

議長	<p>続いて、第7のその他に入ります。</p> <p>(1) 令和3年10月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 10月8日(金)午前9時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です</p> <p>(2) タブレット端末を用いた模擬WEB会議について 鳥取県農業会議がタブレット端末を借用し、併せて講師をお招きして操作講習、 模擬会議を体験した。</p> <p>(3) その他について</p>
議長	<p>本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。</p> <p>【発言が無いことを確認】</p> <p>それでは、本日の委員会は以上を持ちまして終了します。</p> <p>皆さん、ご苦労さんでした。</p>
<p>【委員会終了：午前11時00分】</p>	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月9日

議長

(記名)

議事録署名委員

2番 農業委員

(記名)

4番 農業委員

(記名)
